

保育料に係る寡婦（夫）控除のみなし適用について

1. 概 要

「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」等の公布に伴い、地方税法上の寡婦（夫）控除が適用されない未婚のひとり親を同法の寡婦（夫）とみなした上で保育園保育料等に係る住民税額の算定を行い、ひとり親家庭支援の充実を図る。

2 対象施設

- (1) 区立・私立認可保育園
- (2) 区立・私立認定こども園
- (3) 地域型保育事業
- (4) 区立・私立幼稚園 ※私立幼稚園は新制度移行園

3 適用日

平成 30 年 9 月 1 日

4 周知方法

品川区ホームページ、ポスター、保育園・幼稚園のご案内等